

議案第七号参考資料

川越市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>第一条 川越市公衆浴場法施行条例の一部改正</p>	
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>一 三 略</p>	<p>一 三 略</p>
<p>四 ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。</p>	<p>四 循環ろ過器 浴槽水を循環させ、ろ過する設備をいう。</p>
<p>五 及び六 略</p>	<p>五 及び六 略</p>
<p>七 原湯 浴用に使用した湯水(ろ過器)でろ過した湯水を含む。次号並びに別表第一第十九号及び第三十号において同じ。)を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。</p>	<p>七 原湯 浴用に使用した湯水(循環ろ過器)でろ過した湯水を含む。以下同じ。)を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。</p>
<p>八 略</p>	<p>八 略</p>
<p>(衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p>	<p>(衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p>
<p>第四条 1 略</p>	<p>第四条 1 略</p>
<p>2 法第三条第二項の規定により条例で定める措置の基準のうちその他の公衆浴場に係るものは、次のとおりとする。</p>	<p>2 法第三条第二項の規定により条例で定める措置の基準のうちその他の公衆浴場に係るものは、次のとおりとする。</p>
<p>一 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に規定する営業に係る公衆浴場における措置の基準は、別表第一(第二号、第二十二号及び</p>	<p>一 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に規定する営業に係る公衆浴場における措置の基準は、別表第一(第二号、第二十一号及び</p>

~~第三十一号を除く。~~) 及び別表第二のとおりとする。

二 略

三 前号に規定する公衆浴場のうち、熱気、砂等を使用する入浴設備（以下「サウナ室」という。）のみを入浴設備として利用させる公衆浴場における措置の基準は、同号の規定にかかわらず、別表第一第一号から第十一号まで、第十七号及び~~第三十二号から第三十七号まで~~に定めるとおりとするほか、シャワーを設けることとする。

（衛生及び風紀に必要な措置の基準の特例）

第五条 前条の規定にかかわらず、別表第一第一号、~~第三十一号~~口、~~第三十二号~~イ及び~~第三十五号~~の規定については、市長は、これらの規定の一部を適用しない場合においても施設の利用形態から衛生及び風紀に支障がないと認めるときは、当該一般公衆浴場又はその他の公衆浴場に対しては、当該一部の規定を適用しないこととすることができる。

（責任者の選任等の届出）

第六条 営業者は、~~別表第一第三十七号~~の規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、責任者の氏名その他規則で定める事項を、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

別表第一（第四条―第六条関係）

一―五 略

六 浴場の施設は、常に清潔を保ち、毎日一回以上清掃すること。ただし、~~ろ過器~~を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上清掃すること。

七及び八 略

九 浴室又は脱衣室には、一個以上の飲料水（水道水（水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道（同法第十四条第二項第五号に規定する貯水槽水道を含む。））、同法第三条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道又は埼玉

~~第二十八号を除く。~~) 及び別表第二のとおりとする。

二 略

三 前号に規定する公衆浴場のうち、熱気、砂等を使用する入浴設備（以下「サウナ室」という。）のみを入浴設備として利用させる公衆浴場における措置の基準は、同号の規定にかかわらず、別表第一第一号から第十一号まで、第十七号及び~~第二十九号から第三十三号まで~~に定めるとおりとするほか、シャワーを設けることとする。

（衛生及び風紀に必要な措置の基準の特例）

第五条 前条の規定にかかわらず、別表第一第一号、~~第二十八号~~口、~~第二十九号~~イ及び~~第三十一号~~の規定については、市長は、これらの規定の一部を適用しない場合においても施設の利用形態から衛生及び風紀に支障がないと認めるときは、当該一般公衆浴場又はその他の公衆浴場に対しては、当該一部の規定を適用しないこととすることができる。

（責任者の選任の届出等）

第六条 営業者は、~~別表第一第三十三号~~の規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、責任者の氏名その他規則で定める事項を、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

別表第一（第四条―第六条関係）

一―五 略

六 浴場の施設は、常に清潔を保ち、毎日一回以上清掃すること。ただし、~~循環ろ過器~~を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上清掃すること。

七及び八 略

九 浴室又は脱衣室には、一個以上の飲料水

県自家用水道条例（昭和三十二年埼玉県条例第二号）第二条に規定する自家用水道から供給される水をいう。）その他飲用に適する水をいう。）を供給する設備を設け、当該水は飲用に適するものである旨を表示すること。

十六 略

十七

原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

十八及び十九 略

二十 配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。

二十一 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下この号において同じ。）を設置する場合は、次のとおりとすること。

イ 貯湯槽内の温水の温度は、通常の使用状態において、温水の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の温水の消毒を行うこと。

ロ 完全に排水することができる構造であること。

ハ 略

二十二及び二十三 略

二十四 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

二十五 ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

イ ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器により湯水の供給

を供給

する設備を設け、当該水は飲用に適するものである旨を表示すること。

十六 略

十七 水道水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例（昭和三十二年埼玉県条例第二号）第二条に規定する自家用水道から供給される水をいう。）

以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

十八及び十九 略

二十 原湯を貯留する貯湯槽（以下この号において「貯湯槽」という。）を設置する場合は、次のとおりとすること。

イ 貯湯槽内の原湯の温度は、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

ロ 略

二十一及び二十二 略

二十三 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

二十四 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

イ 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、循環ろ過器により湯水の供給

を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。

ロ ろ過器 は、逆洗浄（湯水を逆流させることにより、ろ過器のろ材の汚れを排出させることをいう。ハにおいて同じ。）が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ハ ろ過器 は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

ニ 湯水を浴槽とろ過器等 との間で循環させるための配管（第二十七号イにおいて「循環配管」という。）は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

ホ ろ過器 に毛髪等が流入しないように浴槽水がろ過器 に流入する前の位置に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。ハにおいて同じ。）を設けること。

ヘ 略

ト ろ過器 により供給される湯水の誤飲、飛まつ吸引等を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難い場合には、誤飲、飛まつ吸引等を防止することができる構造であること。

チ 略

リ 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器 に流入する直前の位置に設けること。

ヌ 略

二十六 浴槽からあふれ出た湯水（以下この号及び次号において「オーバーフロー水」という。）及びオーバーフロー水を回収する槽（以下この号及び次号において「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うと

を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。

ロ 循環ろ過器は、逆洗浄
が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ハ 循環ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

ニ 湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管
は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

ホ 循環ろ過器に毛髪等が流入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器
を設けること。

ヘ 略

ト 循環ろ過器により供給される湯水の誤飲
を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難い場合には、誤飲
を防止することができる構造であること。

チ 略

リ 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ヌ 略

二十五 浴槽からあふれ出た湯水
を回収する槽（以下この号
において「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、
回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うと

ともに、回収槽の湯水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

二十七 オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供する構造でないこと。

ただし、これにより難い場合には、次のとおりとすること。

イ オーバーフロー水の還水管は、循環配管に直接接続しないこと。

ロ 回収槽は、内部の清掃を容易に行うことができる位置に設け、又は構造とすること。

ハ 回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒することができる設備を設けること。

二十八 水位計配管を設置する場合は、適切な方法により、毎週一回以上付着した生物膜等の汚れの除去及び必要に応じた消毒をすること。

二十九 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下この号において「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、次のとおりとする。

イ 浴槽水を二十四時間以上完全に換水することなく循環させて使用する浴槽には、設置しないこと。

ロ 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ハ 気泡発生装置等は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

三十 打たせ湯には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

三十一及び三十二 略

三十三 調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに供給する温水の温度を調節するための槽をいう。以下この号において同じ。）を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃すること。

三十四 シャワーを設ける場合は、次のとおりとすること。

イ シャワーは、毎週一回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

ロ シャワーヘッド及びホースは、定期的に点検すること。

ハ シャワーヘッド及びホースは、毎年一回以上、内部の汚れ及びスケール

ともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

二十六 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下この号において「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

二十七 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。

二十八及び二十九 略

三十 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。

の洗淨並びに消毒をすること。

三十五〜三十七 略

第二条 川越市公衆浴場法施行条例の一部改正

別表第一（第四条―第六条関係）

一〜三十四 略

三十五 七歳以上の男女を混浴させないこと。

三十六及び三十七 略

三十一〜三十三 略

別表第一（第四条―第六条関係）

一〜三十四 略

三十五 十歳以上の男女を混浴させないこと。

三十六及び三十七 略

